

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助金の額
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報償費（謝礼、賞品など）</li> <li>・ 旅費（研修旅費など）</li> <li>・ 委託料（イベント関係委託、作成委託など）</li> <li>・ 消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料</li> <li>・ 役務費（広告宣伝、通信運搬など）</li> <li>・ 原材料費（生産、工作のための材料）</li> <li>・ 使用料及び賃借料（施設使用料（宿泊費を除く）、機械リース代など）</li> <li>・ その他、町長が特に認めるもの</li> </ul> <p>※事業を実施するにあたり必要となる感染症対策経費も上記に掲げる補助対象経費の範囲内で対象とする</p> <p>（補助対象外とする経費）</p> <p>上記に記載の経費以外の経費とし、具体的には、人件費、光熱水費、備品購入費、工事請負費、財産購入費、負担金・補助交付金、貸付金、償還金、投資・出資金、寄附金、積立金、食糧費や賄材料費などの飲食に関する経費、宿泊費および宿泊に伴う費用などである。その他、補助対象外経費は申請時に確認するものとする。</p>	<p><u>広域活動</u>を行う地域団体の場合 対象経費の 9/10</p> <p><u>区域活動</u>を行う地域団体の場合 対象経費の 2/3</p> <p>※千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする</p>